

金融行政モニター制度の運用に関する規則を次のように定める。

平成28年1月26日

金融庁長官 森 信 親

## 金融行政モニター制度の運用に関する規則

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、金融庁の金融行政モニター制度の運用に必要な事項を定めることにより、金融機関及びその職員等をはじめとする金融行政に対する率直な意見・提言や批判等（以下「意見等」という。）を有する者（以下「意見等保有者」という。）の意見等が金融行政に継続的に反映される仕組みを構築することを目的とする。

### 第二章 金融行政モニター制度

#### (金融行政に関する意見や批判等の受付)

第2条 金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、意見等保有者の意見等の提供を求めため、「金融行政モニター」を設置する。

2 当該意見等の受付窓口は金融庁に設置する。

#### (意見等の受付方法等)

第3条 意見等を受け付けるため、専用メールアドレスを設ける。

2 受け付ける意見等は、金融行政に関する具体的な意見等が含まれるものとする。その際、意見等の信頼性を確保し、その後の調査や面会も可能とするため、意見等の提出者の氏名、連絡先等の記載も求めることとする（ただし、氏名、連絡先の記載がない場合においても意見等を受け付けるものとする。）。

3 金融行政モニター専担スタッフ（以下「専担スタッフ」という。）は、受け付けた意見等を書類整理以外の加工を行わずに、定期的に金融行政モニター委員（以下「モニター委員」という。）の全員に送付する。また、モニター委員が必要と認める場合、受け付けた意見等を意見等の提出者及びその所属組織等を特定できるような事項を削除の上、金融行政モニターサポートスタッフ（以下「サポートスタッフ」という。）に送付する。

(意見等の活用及び公表)

第4条 モニター委員は、前条第3項に基づき専担スタッフより送付された意見等について、金融行政の遂行に有益であると判断した場合、必要に応じ、見解を付記したうえで、定期的に、金融庁の幹部職員等に提供する。その際、意見等の提出者本人の同意がない限り、意見等の提出者及びその所属組織等を特定できるような事項等は金融庁幹部職員等に提供しないこととする。

2 モニター委員が必要と認める場合、面会などにより意見等の提出者から更なる情報提供を求めることができる。また、意見等の提出者の求めに応じた面会も行うこととする。

3 提供を受けた意見等の概要は、定期的に、金融庁ホームページに公表する。

4 第1項から前項に規定するモニター委員の業務の実施については、モニター委員の命を受け、サポートスタッフ及び専担スタッフが補佐することとする。また、前項に規定する事務は、金融行政モニター事務作業担当職員（以下「事務作業担当職員」という。）も補佐することとする。

(モニター委員と金融庁幹部職員等との意見交換)

第5条 モニター委員は、第3条に示される意見等のほか、意見等保有者と直接面会等を行うことを通じて、意見等を把握することができる。

2 第3条及び前項によりモニター委員が把握した意見等について、モニター委員と金融庁幹部職員等による意見交換を定期的に行うこととする。また、モニター委員が必要と認める場合、随時、金融庁幹部職員等との意見交換を行うことができる。

3 金融庁幹部職員等は、前条第1項又は前項の意見交換で示されるモニター委員の見解に対し、意見交換を申し出ることができる。

4 第1項から前項までに規定するモニター委員の業務の実施について、サポートスタッフ及び事務作業担当職員が補佐することとする。

(秘密保持及び情報保護の徹底、利益相反関係の排除)

第6条 第2条から前条までの規定による業務に関与したモニター委員、サポートスタッフ、専担スタッフ及び事務作業担当職員は、秘密の保持に万全の注意を払うとともに、知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、モニター委員以外の職務において、意見等の提出者やその所属組織等から依頼を受けているときなど、モニター委員の中立性に疑義が生じると認められるときは、当該事案の処理に関与してはならない。

2 モニター委員及び専担スタッフは、意見等の提出者及びその所属組織等を特定できるような事項は、意見等の提出者本人の同意がない限り、モニター委員及び専担スタッフ以外の職員に伝達しないものとする。

附 則

この訓令は、平成28年1月29日から施行する。